

福島市客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市条例第 11 号

福島市客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

福島市客引き行為等の防止に関する条例（平成22年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公共の場所等において、市民及び滞在者等（以下「市民等」という。）に著しく不安を与え、迷惑をかける客引き行為等を防止し、もってその生活の安全と平穏を保持することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 風俗案内 次に掲げる営業に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、有償又は無償で当該情報を提供することをいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公共の場所等において、市民及び滞在者等（以下「市民等」という。）に著しく不安を与え、迷惑をかける<u>風俗関連の営業に係る</u>客引き行為等を防止し、もってその生活の安全と平穏を保持することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 風俗案内 次に掲げる営業に関する情報の提供を受けようとする者<u>(次条第2項において「利用者」という。)</u>の求めに応じ、有償又は無償で当該情報を提供することをいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(5) (略)</p>

(客引き又は誘引の禁止)

第3条 何人も、市長が指定する区域（以下「指定区域」という。）内の公共の場所等において、次の各号のいずれかに該当する行為の提供を受ける客となるように、客引きをしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 風俗案内

(4) 前3号に規定する以外の行為の提供

2 何人も、指定区域内の公共の場所等において、前項第1号から第3号までのいずれかに該当する行為の提供を受ける客となるように、誘引をしてはならない。

(客待ちの禁止)

第4条 何人も、指定区域内の公共の場所等において、前条第1項の客引き又は同条第2項の誘引をする目的で、当該行為の相手方となるべき者を待つてはならない。

(指導)

第5条 市長は、第3条又は前条の規定に違反する行為をするおそれがあると認める者に対し、当該行為をしないよう指導することができる。

2 市長は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者（以下「法人代表者等」という。）が、その法人又は人の業務に関し、第3条又は前条の規定に違反する行為をするおそれがあるときは、その法人又は人に対し、当該行為をさせないよう指導することができる。

(勧告)

第6条 市長は、第3条第1項第4号の規定に違反する行為（以下「その他違反行為」という。）をした者に対し、その他違反行為をしてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、法人代表者等が、その法人又は人の業務に関し、その他違反行為を

(客引き又は誘引の禁止)

第3条 何人も、市長が指定する区域（以下「指定区域」という。）内の公共の場所等において、次の各号のいずれかに該当する行為の提供を受ける客となるように、客引き又は誘引をしてはならない。

(1)・(2) (略)

2 前項に規定するもののほか、何人も、指定区域内の公共の場所等において、風俗案内の利用者となるように、客引き又は誘引をしてはならない。

(客待ちの禁止)

第4条 何人も、指定区域内の公共の場所等において、前条の客引き又は誘引をする目的で、当該行為の相手方となるべき者を待つてはならない。

したときは、その法人又は人に対し、その他違反行為をさせてはならない旨を勧告することができる。

(立入検査等)

第7条 市長は、第5条及び前条の規定の施行に必要な限度において、その他違反行為を行い、若しくは行わせた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、その他違反行為と関係のある店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入り及び調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第8条 市長は、第3条第1項第1号から第3号までの規定に違反した者又は同条第2項の規定に違反した者がある場合には、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該違反した者の氏名及び住所

(2) 第13条の適用を受け罰金刑を科された法人又は人がある場合は、それぞれ次に掲げる事項

ア 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

イ 人にあつては、その氏名及び住所

(3) 公表の原因となる事実

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、第6条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに前項第3号及び第4号に掲げる事項を公表することが

できる。

(情報提供)

第9条 市長は、第5条及び第6条の規定の施行に必要な限度において、関係警察署長その他関係機関の長又は関係団体の代表者に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係警察署長その他関係機関の長に対し、その他違反行為に関する情報その他の客引き等に関する情報の提供を行うことができる。

(委任)

第10条 (略)

(罰則)

第11条 第3条第1項第1号から第3号までの規定のいずれかに違反した者は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

2 第3条第2項の規定に違反した者は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

3 常習として第3条第1項第1号から第3号までの規定のいずれかに違反した者又は同条第2項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(過料)

第12条 第6条第1項の規定による勧告を受けた後に当該勧告に係るその他違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第13条 法人代表者等が、その法人又は人の業務に関し、第11条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人代表者等が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為を

(委任)

第5条 (略)

(罰則)

第6条 第3条の規定に違反した者は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

2 常習として第3条の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

(適用上の注意)

第14条 (略)

(適用上の注意)

第8条 (略)

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。